

第 5 9 号 議 案

中野区いじめ防止等対策推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

いじめ問題対策委員会の専門調査員及び調査部会について規定する必要がある。

中野区いじめ防止等対策推進条例の一部を改正する条例

中野区いじめ防止等対策推進条例（令和3年中野区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項を同条第11項とし、同条第6項中「の委員」の次に「（専門調査員を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第10項とし、同条第5項の次に次の4項を加える。

- 6 教育委員会は、特別の事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。
- 7 専門調査員は、学識経験を有する者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者（第16条第1項に規定する再調査委員会の委員である者を除く。）のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 8 専門調査員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査が終了したときまでとする。
- 9 対策委員会は、第15条第1項の規定による調査を行うに当たり必要があるときは、調査部会を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。